

大津町有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 町が管理するもののうち、印刷物、広報紙、大津町ホームページ等の広告媒体として活用が可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
 - (2) 町内に事業所等を有する企業等に係る広告
 - (3) その他前条の広告の範囲内のもの
- 2 前項の規定により同順位の広告が2以上あるときは、申込み順位によるものとする。

(取扱基準等の作成)

第5条 広告の種類、規格、料金その他この告示に定めのないものについては、当該広告媒体ごとに別に取扱い基準等を定めるものとする。

(審査会)

第6条 広告の掲載の決定に係る疑義について審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、庁議の委員で組織し、委員長は町長をもって充てる。
- 3 審査会の会議は、委員長が招集し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 4 審査会の庶務は、企画政策課において処理する。

(広告掲載の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定又は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) その他広告として適当でないと町長が認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載料を返還するものとする。

- (1) 広告主の責めに帰すことのできない事由により広告を掲載できなかったとき。
- (2) 町の都合により広告の掲載ができなくなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体ごとの広告の掲載に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する